

印

固定資産税減免申請書

町税条例第71条に該当する場合、納期限の7日前までに申請することで、年度内の当該納期限以降の期別の固定資産税を免除するもの。

(5/31納期限なら5/24までに申請(25日は不可))

【参考標準的な納期限：1期5/31・2期7/31・3期9/30・4期12/28】

町税条例（固定資産税の減免）

第71条 町長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
 - (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)
 - (3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
 - (4) 前3号のいずれかに類する特別の事情により著しく価値を減じた固定資産
- 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格
 - (3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
 - (4) 償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格
 - (5) 減免を受けようとする事由及び前項第3号の固定資産にあつては、その被害の状況
- 3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

令和 8 年 7 月 6 日

中土佐

記載例

申請人

住所 中土佐町久礼6663-1

氏名 中土佐 太郎

☒ 生活保護 ☐ 公益利用 ☐ 災害

による固定資産税減免申請書

☐ 特別事情による著しい価値の減少

別紙関係書類を添え、下記のとおり固定資産税の減免を申請します。

年 度 期 別	令和 8	年度	1 ～ 4	期分	税 目	固定資産税
宛名番号	XXXXXXXX				税 額	x, 000 円
減免申請理由の明細					・免除対象の宛名番号を記載 納税通知書左下の備考欄に番号があります。	
中土佐町税条例第71条第2項の規定に基づき、固定資産税						

- ・町内在住の生活保護の以外の場合は、該当理由がわかる書類を添付してください。